第七十八条の十五第二項	第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する第七十八条の五第二項	
前条	第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する前条	
指定の	当該公募指定の	

2　法第七十八条の十七の規定により法第七十八条の五第二項及び第七十八条の十の規定を読み替えて適用する場合における法第七十八条の十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条の二第四項	除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く	除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む
	第五号までを除く。）の規定による	第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による
	第七十八条の五第二項	第七十八条の五第二項（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。）
第七十八条の二第六項	申請者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号まで	申請者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号まで（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号を除き、以下この項において同じ。）
第七十八条の二第十一項	基づき第七十八条の十	基づき第七十八条の十（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第七十八条の十の	第七十八条の十（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の

第三十五条の四中「第七十七条第一項第九号」を「第七十七条第一項第十号」に改め、同条を第三十五条の五とし、第三十五条の三を第三十五条の四とし、第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（労働に関する法律の規定）

第三十五条の三　法第七十条第二項第五号の二（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号の二（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号の二（法第七十九条の二第四項において

第七十八条の五第四項	当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所	
	当該市町村長指定期間の開始の際	当該市町村長指定区域の拡張の効力が生ずる日の前日までにされた当該拡張により新たに市町村長指定区域となる区域又は当該市町村長指定区域の追加の効力が生ずる日の前日までにされた当該追加により新たに市町村長介護看護等となる第七十八条の十三第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る市町村長指定区域・サービス事業所
第二項	当該市町村長指定期間の際	当該拡張又は追加の効力が生ずる際
	第七十八条の五第五項において準用する第二項	第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する第七十八条の五第二項

第三十五条の十　法第七十八条の十四第一項に規定する公募指定についての法第七十八条の十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条の九第一項	第七十八条の二第八項	第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第八項
	当該指定を	第七十八条の十四第一項に規定する公募指定を
第七十八条の十	第四十二条の二第一項本文の指定	第七十八条の十四第一項に規定する公募指定
	その指定	当該公募指定
	第七十八条の二第四項第四号の二	第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第四項第四号の二
	第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三	第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第四項第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第十一号（第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第四項第五号の三
	第七十八条の二第六項第三号から第三号の四まで	第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第六項第三号又は第三号の三
	第七十八条の二第八項	第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第八項
	当該指定を	当該公募指定を
第七十八条の十一	当該指定に	当該公募指定に
	第四十二条の二第一項本文の指定	第七十八条の十四第一項に規定する公募指定